町営住宅入居者募集要項

１．募集住宅

募集住宅	住宅の形態	所在地	家賃（共益費別途）
第1内池団地 D-６号	木造　２階建　2DK （平成１３年建設）	日野町大字内池 １５０番地	１８,３００ 円から
第2内池団地 １１４号	PC造　３階建　３ＤＫ （昭和６３年建設）	日野町大字内池 １５２番地	１７,６００ 円から
第2内池団地 １２５号	PC造　３階建　３ＤＫ （昭和６３年建設）	日野町大字内池 １５２番地	１７,６００ 円から
第2内池団地 １３３号	PC造　３階建　３ＤＫ （昭和６３年建設）	日野町大字内池 １５２番地	１７,６００ 円から
西山団地 ２０３号	PC造　２階建　３ＤＫ （昭和６０年建設）	日野町大字豊田 ２０５番地２３	１５,３００ 円から

２．申込受付期間

令和８年11月2日（月）から令和8年11月20日（金）までの
執務時間中（午前９時００分から午後４時４５分）

※休庁日及び執務時間外の受付は原則としてできません。また、郵送での受付もできません。必ず申請窓口までお越しください。

３．申込受付窓口

日野町役場　建設計画課（役場庁舎２階）

４．申込方法

・本人若しくは同居親族が建設計画課窓口に申し出てください。
・受付時に聞き取りを行いますので虚偽なく現状をお答えください。
・聞き取りにて応募資格があると判断した場合は、聞き取り内容を双方で再確認のうえ必要書類を添付し申請をしていただきます。

５．入居申込資格

申請（申込み）のときに、次のすべての要件を満たしている者に限ります。また、年齢等入居資格の基準日は、当該募集期間の締切日となります。

１）日野町内に居住している又は日野町で勤務していること。
・住民票の異動日から３カ月以上が経過している。又は勤務してから３カ月以上が経過していて、通勤時間が片道１時間３０分以上要する。

２）現に同居している又は同居しようとする親族があること。
・同居親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の関係にある者及び基準日から３カ月以内に結婚し同居可能な婚姻予約者を含みます。

※社会通念上不自然と思われる世帯分離、家族構成による申請はできません。

・ただし以下のいずれかに該当する方については単身でも入居できます。
　・満６０歳以上の者
　・生活保護を受けている者
　・ＤＶ被害者に該当する者
　・身体障がい者（自立が可能で、１級から４級までの者）
　・精神障がい者・知的障がい者（自立が可能で、１級から３級までの者）
　※単身入居を希望する場合、常時介護を必要でありながら介護を受けられない者及び同居親族がありながら不自然に親族と別居していると認める者は除きます。

３）入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
４）申請者及び同居予定者に持ち家（共有名義を含む）がないこと。
５）現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
※申込時の聞き取りにて住宅困窮度を確認します。なお、住宅困窮者として認められない場合は受付できません。また、現在公営住宅に入居している場合も困窮者として認められません。
６）入居予定者全員の過去１年間の収入から算出した金額が基準以下であること。
・一般階層世帯：１５８，０００円　※裁量階層世帯：２１４，０００円
年間所得(世帯全員の年間所得－該当する控除)÷１２　　※詳しくはお問い合わせください。
７）税及び公共料金等の滞納がないこと。

６．申込書類
受付時の聞き取りにより応募資格を有すると判断した場合、下記書類を提出していただきます。
１）入居申込書（建設計画課備付）
２）住民票（申込者及び同居親族の全員分）
３）印鑑登録証明書（申込者）
４）所得・課税情報等および納税情報の利用に関する同意書（建設計画課備付）
※申込者及び同居親族の全員分（児童・生徒は除く）
※１月１日時点で町外にお住まいの方は、以前の自治体で所得課税証明書ならびに完納証明書を請求してください。
５）その他（該当する方）
・障がい者手帳の写し　・婚約証明書（建設計画課備付）等
注）申込書類提出後、日野町公営住宅運営委員会にて申請内容の承認を受けたうえで入居資格の審査を行います。審査の日時及び別途必要書類については、後日連絡をいたします。

７．連帯保証人
下記の要件を満たし、責務を承諾できる連帯保証人が必要です。（原則２名）
【要件】
・独立して生計を営んでおり、入居者と同程度以上の収入がある者
・税及び公共料金等に滞納がない者
・町内若しくは近隣市町に居住する者
・既に他の入居者の連帯保証人でない者
・公営住宅の入居者でない者
・生活保護の受給者でない者
・暴力団員でない者
【責務】
・入居者が責務を履行しない（事故等によりできない場合を含む）場合、入居者に代わりその責務一切を履行すること。

８．入居者の内定
聞き取り及び入居申請書により日野町公営住宅運営委員会の承認を受けたうえで資格の審査を行い、入居要件の確認できた時点で内定者として決定をします。要件全てが確認出来ない場合は、申請は無効となりますので留意ください。

９．入居者の決定
最終確認により諸要件に合意し、敷金の納入と請書を受理した後に賃貸借契約を締結し、正式に入居することができます。

１０．入居時期
今回募集の入居可能日は　令和８年９月下旬ごろとなります。

１１．その他の事項

１）駐車場について

・第１内池団地及び第２内池団地には１戸に１区画の駐車場があります。（車庫証明取得可）

・西山団地には駐車場はありません。入居者で確保いただくこととなります。

２）日野町営住宅の設置および管理に関する条例第２５条に定める「入居者は周囲の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない」の予防措置としてペットの飼育を禁止しています。

３）自治会の規則を遵守し、自治会活動への参加協力が必要です。